

写

日薬研発第136号

令和3年9月27日

公益社団法人日本薬剤師会

会長 山 本 信 夫 様

公益財団法人日本薬剤師研修センター

理事長 豊 島 聡

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の稼働時期等について

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）（以下「PECS」と表記する。）に関しては、種々ご高配賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、PECSにおいて、薬剤師名簿登録番号、同登録年月日及び生年月日は、当該薬剤師固有のものであることから、容易に変更できないようにシステム設計しており、いったん登録手続きを行った後は変更できないと案内するとともに、入力時及び登録内容確認画面において十分注意するよう説明しております。なかでも、薬剤師名簿登録番号は、当該薬剤師のみが保有するものであるため、PECSに保存される研修履歴や認定情報のキーコードとしております。

しかるに、本年3月15日から開始したPECSへの薬剤師の登録において、薬剤師名簿登録番号、同登録年月日又は生年月日を誤って登録した薬剤師が続出し、現時点での約11万名の登録者のうち数千人規模で存在していると推測されます。この誤登録者数は、登録した薬剤師本人からの誤ったことの申し出、正当な登録番号を保有する薬剤師からの「登録しようとしたところ、すでにその番号は登録されていると表示され、登録できない」旨の申し出のほか、7桁の登録番号あるいは1から4万番台の登録番号のような明らかに誤りとわかるものの数から推測したもので、その割合は登録者数の2%を優に超え、5%に達している虞もあります。

これらの番号等の誤登録によって、誤ったQRコードが発行されることになり、それを研修会等の受講確認に使用した場合、研修受講単位が正当に記録・保存されなくなるため、PECSの本稼働に深刻な影響を及ぼしています。

現在、誤って登録されたことが判明した方には、電子メールによって連絡し、再度の誤りの発生を防ぐために薬剤師免許証の写しの提出を依頼して、その確認後に個々に修正するという手順で行っており、そのために相当な人員を要し

ています。加えて、薬剤師免許証の写しを早急に提出しない薬剤師もいることから、修正作業は容易には進捗しておりません。

また、この他にも、薬剤師のPECS登録においては、氏（漢字）の欄に「あ」などの平仮名1文字を入力している例や、漢字氏名とひらがな氏名に明らかな齟齬を生じている例などがあり、これらも誤ったQRコードの発行に繋がるものと考えられることから、何らかの是正措置が必要となっています。

以上のことから、本年7月13日付けで、PECSの本稼働の時期を本年10月下旬とするとご連絡していますが、これを、準備が整ったものから一部の稼働を行いつつも、全面的な本稼働を令和4年4月1日に変更します。これに伴って、下記のような措置を講ずることとしますので、ご了承ください。なお、これらの措置のうち2に記載したものはPECSの全面的な本稼働までの過渡的なものであり、従来の方式を全面的に復活するものではないことも、併せてご了承ください。

（以下の文中において、PECS（薬剤師研修・認定電子システム）とPESS（薬剤師研修支援システム）の見誤りを防ぐため、後者には PESS と下線を付しています。）

記

1. PECSの稼働に関するもの

(1) 複数区分の研修実施機関登録申請 令和3年12月1日開始（予定）

(2) 研修会等（令和4年4月1日以降開催のもの）の開催申請

令和4年2月1日開始（予定）

（開催日が令和4年3月31日までのものは、PECSでの受付は行わない。）

(3) QRコードの表示 令和4年1月11日開始（予定）

(4) PECSによる認定申請 令和4年1月11日開始（予定）

(5) PECSによる研修会等の受講 令和4年4月1日開始（予定）

(6) PECSによる受講単位請求 令和4年4月1日開始（予定）

なお、現在稼働しているものは、薬剤師の登録及び1区分（集合研修又は学術集会）の研修実施機関登録申請です。

2. 現行方式に関するもの（PESS又は書面によるもの）

(1) 研修会の開催申請等

開催日が令和3年10月1日から令和4年3月31日までのものについて、本日より令和4年1月31日まで受け付ける（PESSによる申請）（令和3年9月

中開催のものは、受け付けない）。令和4年2月1日以降は、PESSによる新規申請を受け付けないので、申請内容を十分に検討した上で、1月31日までに申請を行うこと。また、PESSによって申請し承認された研修会等は、令和4年2月1日以降、変更申請は一切行えないので、十分注意すること。

時限的特例の適用は開催日が令和4年3月31日までのものまで延長する。ただし、新たな適用願（内容変更のための適用願の再提出を含む。）の受付は、必要な団体は1年余の受付期間中に提出済と思料されることから、行わない。新たな研修実施機関の申請も受け付けない。

(2) 認定申請

① 研修認定薬剤師及び漢方薬・生薬認定薬剤師

令和3年12月31日（消印有効）までの申請については、従来どおりの方法で受け付ける。ただし、認定申請料の払込みは令和3年11月30日までとする。その後は振込口座を閉鎖するので、12月末までに申請の予定がある場合は、11月30日までに払込んでおくこと。なお、令和4年1月1日から1月10日まで（上記の申請期限の翌日からPECSによる認定申請の開始の前日まで）は、いずれの方法においても認定申請を受け付けないので、その間に申請する必要がある場合は、令和3年12月31日までに必ず申請すること。

都道府県薬剤師研修協議会においては、上記の申請期日（令和3年12月31日（消印有効））までに提出された研修認定薬剤師にかかる申請書類について、令和4年1月31日までに、当財団に送付すること。

② 小児薬物療法認定薬剤師

PESSからの申請は、令和4年3月15日までに完了させること。

(3) 受講単位請求

① 研修認定薬剤師及び漢方薬・生薬認定薬剤師

令和4年1月31日まで、PESSからの申請を受け付ける。令和4年2月1日以降は申請を受け付けないので、1月31日までに申請すること。なお、令和4年1月31日までの申請によって取得した研修受講単位は、令和4年3月15日までに受講履歴メニューより印刷すること。この日を過ぎると、研修受講単位として認められなくなるので、十分に注意すること。

② 小児薬物療法認定薬剤師制度

1) 必須業務実績報告

提出期限が令和4年3月31日までの報告は、従来の方法により提出すること。

2) その他の受講単位請求

令和4年3月31日までに参加等した研修会の受講単位請求又は令和4年3

月31日までのその他の業務実績による受講単位請求は、従来の方法により4月30日（消印有効）までに行うこと。単位は現在の実施要領に基づいて交付する。

③インターネット研修実施機関（研修認定薬剤師制度実施要領に基づいて登録されている団体）が実施するインターネット研修

令和4年3月31日まで受講を可能とする。当該研修実施機関においては、その研修受講シールを、令和4年5月15日までに受講者に交付すること。

(4) 認定実務実習指導薬剤師に関わる養成講習会開催申請及び認定申請（新規又は更新）

令和4年3月31日まで、従来どおりとする。